

「異分子が見た合理的多様性」

公害等調整委員会委員

かとう かずみ
加藤 一実

（ 国立研究開発法人産業技術総合研究所
フェロー、イノベーションスクール長 ）

工学博士の学位を取得してから35年、その間に研究組織の運営に8年間携わり、公害等調整委員会の非常勤委員として7年目を迎えた。公害等調整委員会は、法曹を専門とする委員が多い。自然科学系出身の言わば異分子に何ができるか、何をすべきかと、着任以来、延々と模索が続いている。

法曹界における自由心証主義という考え方は実に新鮮である。本誌の読者には釈迦に説法かもしれないが、自由心証主義とは訴訟法上の概念で、裁判官の専門的技能と能力を信頼し、事実認定や証拠評価について自由な判断に委ねることにより真実発見に資するという考え方である。勿論、裁判官の全くの恣意的な判断が許されるものではなく、その判断は論理法則や経験則に基づく合理的なものでなければならない。公害紛争処理においてもこの考え方が根底にあるようだ。事件にあたって、幾度も裁定委員会や進行相談を重ね、そこで共有される情報を介して裁定委員の自由な心証が形成される。多様な経歴を具えた裁定委員の心証を総じて、裁定や調停が進められ、紛争の解決を図るのは蓋然的で合理的な工程である。

そうであるからこそ、裁定や調停の客観的根拠となる調査結果や測定データの重要性を強調したい。典型7公害すべてに関してである。調査や測定、さらには得られた結果やデータの解釈にあたっては専門的な知識を必要とすることが多い。県別審査会などの状況によってはそれらの実施が困難で躊躇されることがあるかもしれないが、環境基準や各種規制法等の規制基準と比較するために適確な数値を得ることは必須である。その上で、心身に係る苦情に関する参照値や閾値とともに検討されるのが相応しい。公害等調整委員会では、現地調査、職権調査、専門委員などの制度を活用し、必要な調査や測定と、得られた結果やデータの正確な解析を実施する体制が整っている。これらを通して、事実を客観的に解釈するための基盤が築かれている。裁定委員による自由な心証形成は客観的な根拠に基づかねばならない。このようにして改めて考えてみると、自然科学の研究者が正確なデータを基に真理を発見する一連の作業と何かしら共通していることに気がつく。

公害等調整委員会ではコロナ期を機に、裁定書において非常勤委員の押印省略が可能になった。委員長判断の下で「差支えがあるため押印することができない」と記載されている。IT化に関しては、オンライン会議の導入が特筆すべき進展である。裁定委員会や進行相談をオンラインで実施することは、特に非常勤委員にとって利便性が高い。個々の事件の担当審査官や調査官による随時の多様な情報の提供を通して事件そのものの理解が深まり、節目節目で常勤委員と考え方の整合を図ることができ、大変機能的である。さらに、令和6年4月から審問期日に申請人及び被申請人のオンライン出席が実現し、令和7年4月からは、裁定委員長以外の裁定委員（非常勤委員に限らず常勤委員も）のオンライン出席が可能になる予定である。このような弾力的な取組や改革は紛争解決までの時間短縮に直結しており、公害等調整委員会独自の特徴と言える。

地球温暖化、パンデミック、大規模自然災害の発生が近年の社会を大きく変えている。このような社会の大変化とともに公害の質も変わりつつある。日本の社会で多様性の向上が叫ばれて久しいが、最近では多様性とともに公正性や包括性（Diversity, Equity and Inclusion: DEI）も重要とされている。公調委がDEI概念を柔軟に取り入れ、今後も健全に機能を発揮しつづけることを祈念している。



<最近の趣味>

車の運転、舞台鑑賞、散歩は楽しい。その折々に美しいものに出会えると心が和む。例えば、花である。精緻な構造や生物の不思議に感心して、ついついスマホを取り出して写真に収める。振り返れば、50代前半までにはなかった静かな感動である。以前はどちらかと言うと、強烈な躍動感を求めていたように思う。